

『高校看護』の申請にあたっての注意事項 (はじめに)

☆お問い合わせ・提出先に注意！！

初等中等教育局 参事官 (高等学校担当) 付 産業教育振興室 助成係 が担当です

高等教育局 = 大学、短期大学など。

初等中等教育局 = 小学校・中学校・**高等学校** など。

高校はこちら

！！ 要注意！！

検索のワードを増やしすぎると大学の看護のHPがヒットします。

「高等学校における看護教育」または「文科 看護 高校」で検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/index.htm

The screenshot shows the Ministry of Education website page titled "高等学校における看護教育" (Nursing Education in High Schools). It includes a navigation menu, a breadcrumb trail, and a main content area with a diagram of the nursing education system. A red box highlights the "指定申請様式・記載例について" (About Designated Application Forms and Examples) section, which contains links to application forms and examples. A green box points to the "記載例・様式はこちらからダウンロード" (Download Examples and Forms Here) text.

要注意！！

高等教育局医学教育課
看護教育係は、
大学担当です。

間違えて提出しても、
転送されるとは限りませ
せん。
お間違えないように！

The screenshot shows the Ministry of Education website page titled "文科科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請等提出書類の作成手引" (Guidelines for Preparation of Designated Application Forms for Designated Nursing Schools, etc.). It includes a navigation menu, a breadcrumb trail, and a main content area with a list of application forms and examples. A red arrow points to the "文科科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請等提出書類の作成手引" link.

『高校看護』の申請にあたっての注意事項

【提出方法】申請・届出事項ごとに提出書類をまとめ、電子メールで提出してください。

提出先：**初等中等教育局** 参事官（高等学校担当）付 産業教育振興室 助成係
メールアドレス✉ sangyo@mext.go.jp

*数多くのメールが届くため、教育委員会名のみや法人名のみではなく**メールの件名または本文にも必ず学校名を記載する**ようにお願いします。

***最初**の受け取り後、**受理メール**をお送りいたします。1週間過ぎても受理メールが届かない場合は必ず受理確認をお願いします。（※先に受理確認をいただいた場合や、修正中のやりとり等は受理メールを省略する場合がございます。）

様式は、必ず**高等学校における看護教育**よりダウンロードした様式を使用すること。
（※リンク先から下までスクロールしていただきますと『文部科学大臣が指定する看護師学校等（高等学校）指定申請様式・記載例について』がございます。）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/index.htm

***古い様式や独自に作成した様式では受け付けておりません。**ただし、作成には時間を要すと存じますので、作成途中で様式に更新があったと見なされる程度の古さは可。

提出は**PDF方式**とする。申請一覧にある番号ごとに作成するか、または番号順に1つのPDFにまとめても構わない。**※Excel・Word等では受け付けません。**

作成した書類の様式等に漏れ・崩れがないか、不鮮明でなく読み取り可能かを確認し作成すること。また、**文字の縮小は概ねA3で読み取れる小ささまでとする。**

*無駄に余白が空いて白紙がないか。
*申請に不要な書類がついてないか。
※PDFに変換した書類を必ず確認してください
目視できない場合は再提出としています

「指定申請の場合」・「変更承認申請の場合」と、それぞれの様式があるものは申請事項に応じて使用すること。

※「指定申請の場合」の様式→ **新しく看護学科を設置し、指定校として申請する場合**に使用します。**すでに指定されている学校は「変更承認申請の場合」の様式を使用すること**

***提出期限厳守**。提出期限を過ぎた場合は速やかに助成係にメールにて相談してください。

☆ご質問・お問い合わせはメールでお願いします。

sangyo@mext.go.jp 産業教育振興室 助成係

💡 学校内で解決する疑問は学校内でお願いします。

「担当者が不在でわからない。」「新しく担当になったためわからない。」とならないように、日頃から情報共有をお願いします。
それでも解決しない場合はお問い合わせいただいても構いません。
回答にはお時間をいただいております。

☆学科名は登録の学科名を記載！！

学校内で通称で通っている学科名ではなく、正式な学科名をお願いします。

🔍 よくある間違い 🔍

（誤）看護科（5年一貫校） → （正）看護科

※正式には「（5年一貫校）」はつかない。

（誤）看護科・看護専攻科 → （正）看護学科

※学校内では呼び分けているが正式な名称は看護学科としている。

（誤）看護科 → （正）衛生看護科・衛生看護専攻科

※看護科は通称名で正式には「衛生看護科・衛生看護専攻科」と並列表記で登録している。

💡 学科名の変更は変更届出書の提出が必要です。